

議案第177号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般職員の勤勉手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の210</u>            (指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、<u>100分の210</u>、特定管理職員にあつては、<u>100分の250</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>)</p> <p>[4 略]</p> <p>5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当</p>	<p>(一般職員の勤勉手当)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の190</u>            (指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、<u>100分の200</u>、特定管理職員にあつては、<u>100分の230</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の110</u>)</p> <p>[4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当</p>

<p>の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額）</p> <p>(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額</p> <p>[6 略]</p>	<p>の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額）</p> <p>(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額</p> <p>[6 同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（一般職員の勤勉手当）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の200</u>（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、<u>100分の205</u>、特定管理職員にあっては、<u>100分の240</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）</p> <p>[4 略]</p>	<p>（一般職員の勤勉手当）</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の210</u>（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、<u>100分の210</u>、特定管理職員にあっては、<u>100分の250</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>）</p> <p>[4 同左]</p>

<p>5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額</p> <p>[6 略]</p>	<p>5 [同左]</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額</p> <p>[6 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月29日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

一般職員の勤勉手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。